

第 26 回定例総会 令和 7 年 7 月 3 0 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、7 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地改良届出が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在：大字岡富字〇〇番 1、地目：台帳・現況ともに田、面積 790 m²、
所有者：大字岡富〇〇番地 1 の〇〇、申請者：耕作者である〇〇です。

現地確認されています、地元委員の 19 番委員に報告をお願いします。

19 番 申請地は〇〇から西へ 100m 進んだところの農地です。申請理由は、隣接する県道より低く水がたまりやすいため、1m 嵩上げするためです。改良後は野菜を作付け予定です。

局 長 また、相続届出 4 件、賃貸借合意解約 61 件、使用貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 26 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 13 名 推進委員 14 名、合計 27 名の出席であります。本日の議案件数であります、3 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。2 番委員、31 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 134 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 134 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書

１ページの通り申請件数は２件であります。

議 長 １番について特別調査員の報告をお願いします。

25 番 今回は 10 番委員と私（25 番委員）が会長の命を受けまして、7 月 18 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

25 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約 800m のところにある農地です。申請人が渡人より使用貸借により借り受け、農業用倉庫を建設するために申請されたものです。周囲は東側は申請人のハウス、西側は田、南側は排水路、北側は市道となっています。雨水は自然浸透及び南側 U 字溝から大排水路に接続して放流します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、表土はアスファルト敷きとし、20 cm 程度盛土をします。土地の周辺係者等への同意も得ているとのこと。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、農業用施設であることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、隣接する既存倉庫の中にある籾摺り乾燥機一式を新たに建設する倉庫に移すという計画です。

議 長 １番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

25 番 2番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約500mのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け蓄電池施設への進入用通路を整備するために申請されたものです。周囲は東側はグループ会社の所有地、西側は県道、南側は市道、北側はグループ会社の所有地となっています。雨水は南側排水路に排水します。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は、山林に8ページのイメージ図にある蓄電池を設置して、九州電力より夜間の電力を購入し、蓄電池に貯めて、昼に契約する会社に売る事業となり、今回、山林部分を削って蓄電池を置くために、進入路を作ろうとしたところ、その一部が農地だったため、進入路として転用したいとの申請です。売買価格は〇〇万円です。〇〇は〇〇に本社がある蓄電事業を手掛ける会社ですが、現地確認の際に指摘した件が本日までに回答されていないため、それを踏まえての審議となります。指摘した点は、事業を行うにあたり、九州電力へ蓄電池を接続するための申し込みが必要となりますが、接続の申し込みが〇〇名義になっていることです。申請者である〇〇とはどういう関係なのかを明確にする書類が本日時点で提出されておられません。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 やはり、回答が来て明確になるまでは保留とするべきだと思います。

議 長 ほかに意見はございませんか。

(委員なし)

議 長 それでは、本案件は保留ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

議 長 それでは保留とすることに決定いたします。

議 長 議案第 135 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 135 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～4 ページの通り、申請件数は 9 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6 番 1 番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。渡人はもともと三納地区に住んでいたのですが、高齢のため今は妻地区〇〇に住んでいます。受人は地元を中心に水稻やWCSを作付けしています。現地にはWCSを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。地図にあるとおり 2 番、
3 番の案件と近いところにあります。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6 番 2 番を説明します。宮崎市の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への高齢化
による売買での所有権移転となります。申請地は 1 番の周辺で受人、作付け予
定も同様です。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しまし
た。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 10a あたり〇〇万円です。

議長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

６ 番 ３番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への高齢化による売買での所有権移転となります。申請地は１番、２番の周辺で受人、作付け予定も同様です。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 地番の〇〇が総額で〇〇万円、〇〇が総額で〇〇万円です。

議 長 説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

６ 番 ４番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。渡人と受人は親戚関係になります。もともと受人の家の横にある畑なので、ずっと野菜を作付けされておりました。渡人が生前に所有権を移転したいということで贈与の申請となりました。受人は管理機を所有しております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 5番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇の西側にある農地です。受人は〇〇集落でハウスピーマン、スイートコーン、水稻を140aを作付けしています。現地にはスイートコーンを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、軽トラ1台、田植機1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円です。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 司法書士に手続きを頼んだらいくらぐらいになりますか。

事務局 1件で税別〇〇万円からと聞いており、通常買う側が払います。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 6 番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への
売買による所有権移転となります。申請地は〇〇の西側にある農地です。受人
は〇〇集落でWCSを 11ha 作付けしています。現地にはWCSを作付け予
定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、
軽トラ 1 台、田植機 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。
周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご
審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 7 番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、妻地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇より南へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落で繁殖親牛 100 頭を飼育しています。飼料作物を 20ha 作付けしています。現地には W C S を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 8 台、田植機 2 台、2 トン車 1 台、軽トラ 5 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 2 筆で〇〇万円です。

議 長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 8 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 8 番を説明します。妻地区〇〇の渡人から、妻地区〇〇の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から南東へ 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や野菜を 2ha 作付けしています。現地にはブ

ルーベリーを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター１台、コンバイン１台、軽トラ１台、田植機１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました８番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に９番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

４番 ９番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の後継者への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇周辺や〇〇の東側に点在する農地です。受人は〇〇集落で水稻、ハウスニラ、ズッキーニ 90a を作付けしています。現地にはニラ、ズッキーニ、水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター１台、管理機２台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました９番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 136 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 136 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

賃貸借設定分として議案書 5～52 ページのとおり 72 件であります。

33 ページの申請番号 53 番をご覧ください。39 ページまでがお同じ渡人の〇〇の案件です。これまで、〇〇、〇〇の耕作放棄地を解消し〇〇を植栽しており、今回、〇〇集落の北側にある字〇〇のまとまった畑を今年度に造成し、植栽を行う計画です。申請面積の 4.2ha と併せ、全体で 4.6ha ほど作付けする予定です。

議 長 説明のありました 72 件の議案のうち、申請番号 54 番は〇〇委員が渡人の案件かつ受人に関する案件、55 番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、54 番、55 番を除く 70 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 54 番、55 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、54 番、55 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

2 番 _____

31 番 _____